

月報私学

11 2007
VOL.119

日本私立学校振興・共済事業団広報



麻布大学キャンパスにて

【写真提供：学校法人麻布獣医学園（神奈川県相模原市）】

CONTENTS

学校法人活性化・再生研究会最終報告における経営判断指標の見方	2
リレー連載 再生へのキーワード 第4回 “私学魂”で産学官連携と私学経営を！ 前文部科学省研究環境・産業連携課長 佐野 太	4
平成20年度 私立大学等経常費補助金の概算要求 文部科学省高等教育局私学部私学助成課	6
加入者証の更新	8
平成19年度 第2回 私学共済事務担当者研修会	9
私学事業団が実施する特定健診・特定保健指導	10
平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートします（1）	13
INFORMATION	14
宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

学校法人活性化・再生研究会最終報告における
経営判断指標の見方

1. 経営判断指標とは

私学事業団では、私立学校の経営革新方策と経営困難・破綻に陥った場合の具体的対策の検討を行ってきた学校法人活性化・再生研究会の最終報告を本年八月に発表しました。この中で、「自己診断チェックリスト」と「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」を提示しています。

学校法人の経営破綻を予防するためには、経営悪化の兆候を早期に発見し、回復の可能性がある時点で警鐘を鳴らすことが重要です。経営状態の回復には数年に及ぶ時間がかかるのが通例であり、万一募集停止を行った場合でも、学生を卒業させるまでには一定の年数と経費がかかります。経営悪化の兆候を見落とせば、ひいては在学生を卒業させることができずに学校法人が破綻するという最悪の事態に繋がりがありません。よって経営悪化の兆候を早期に発見するため、学校法人自身と本事業団等がそれぞれ経営状態をモニタリングするための指標を設定しました。

自己診断チェックリストは、学校法人自身が財務比率や管理運営のチェックを行い、経営上の問題点を把握するための「健康診断書」のようなものです。これまで本事業団が示してきた財務比率を組

み合せた「財務比率等に関するチェックリスト」と、学校法人の経営者を対象に定性的要因に関する質問項目を設けた「管理運営等に関するチェックリスト」の二部構成になっています。財務比率の項目では、従来の相対評価（全法人の中の自法人の位置）に加えて、新たに絶対評価（適正値や目標値との比較）や趨勢評価（四年前に比べて状況が改善しているか否か）を設けました。

一方で経営判断指標は、学校法人の破綻を防止する観点から、キャッシュフロー（CF）をベースにした一定の指標により学校法人の経営状態をモニタリングし、本事業団と文部科学省が指導・助言を開始する時期を判断する目安とするものです。ここでは経営判断指標の見方について解説します。

2. 経営判断指標の見方

学校法人の破綻とは資金ショート、つまり外部への支払いができなくなり、学校の機能が停止して、学生の修学機会を奪う状態になることをいいます。そのため破綻を防止するための指標としては、資金繰りが成り立つかどうかが重要であり、損益の状態を表す消費収支計算書関係の比率よりも、一年間の教育研究活動の結果として、どのくらいキャッシュフ

表1 キャッシュフロー計算書より抜粋

学生生徒等納付金収入	3,002,879
手数料収入	110,368
一般寄付金収入	36,039
日本私立学校振興・共済事業団補助金収入	308,571
地方公共団体補助金収入	228,683
日本私立学校振興・共済事業団学術研究振興資金収入	185
資産運用収入	119,286
事業収入	1,296,508
雑収入	125,195
前受金収入	784,033
前期末前受金	△ 782,741
小 計	5,229,006
人件費支出	2,704,312
教育研究経費支出	1,379,718
管理経費支出	331,601
借入金等利息支出	23,737
小 計	4,439,368
教育研究活動のキャッシュフロー	789,638

（注）数値は「今日の私学財政」平成17年度決算の大学法人504法人の合計値

ローを生み出せるのか（設備投資や借金返済に使える現預金がどれだけ増減するか）を重視しました。

学校法人の資金収支計算書は全ての資金の流れが区分なしに記載されているため、学校法人の本業である経常的な教育研究活動の収支状況がどうなっているかが分かりやすく、実際のキャッシュの動きとは一致しません。そこで施設設備に

関する収支と財務活動に関する収支（借入金や資産運用等）を除いて、教育研究活動の経常的な部分で収支差額がどの程度生じているかを把握します。この教育研究活動のキャッシュフローが赤字だった場合に、過去に蓄積した現預金等で何年法人を運営することができているのか、一方黒字だった場合には、借金を何年で返済できるかを分析することによって、学校法人の経営状態を分類します。

3. キャッシュフロー計算書の考え方

資金収支計算書の科目には、経常的なものと臨時的（資産売却等）なもの、収益的支出（経費的なもの）と資本的支出（施設設備等）、納付金等学校法人の負債とならない収入（帰属収入）と借入金などの他人資本による収入が一緒に並べられています。

そこで、資金収支計算書の要素を三つの活動区分に分類します。まず本業の教育研究活動の経常的な部分でどのくらいキャッシュローを生むことができるのかを分析します（表1）。次に施設・設備関係のキャッシュフローと、財務活動のキャッシュフローに区分します。正常な法人の場合は、本業の教育研究活動の経常的な部分で毎年プラスのキャッシュローが生まれ、それを施設設備投資に回し、足りない部分を財務活動で銀行から借りてくる、もしくは教育研究活動で生

表2 経営判断指標に基づく経営状態の区分

計算式	判断基準
① 教育研究活動によるキャッシュフロー（CF） （資金収支計算書をキャッシュベースへ組み替え） 下記の収入－支出で算定 ＊1 収入＝学納金＋前受金収入－前期末前受金 ＋手数料＋一般寄付金＋補助金（施設設備除く） ＋資産運用＋事業収入＋雑収入 ＊2 支出＝人件費、教研費、管理経費、借入金利息	教育研究活動によるCFが2年連続で赤字であればB2以下、黒字であればB1以上とする ↓
② 外部負債と運用資産の比較 ＊1 外部負債＝借入金＋学校債＋未払金＋手形債務 ＊2 運用資産＝現金預金＋引当特定預金＋有価証券	教育研究活動によるCFが2年連続赤字のとき、 外部負債と運用資産を比較して外部負債超過ならB4、運用資産超過ならB3かB2 ↓
③ （運用資産－外部負債）÷教育研究活動によるCF	教育研究活動によるCFが2年連続赤字のとき、 運用資産超過額を4年（短大法人は2年）で使い切るかでB3かB2に分類 ↓
④ （外部負債－運用資産）÷教育研究活動によるCF	教育研究活動によるCFが黒字の場合、外部負債超過額を10年で返済できなければB1 ↓
⑤ 帰属収支差額（臨時的な要素を除く）が黒字か （帰属収入－消費支出）÷帰属収入	教育研究活動によるCFが黒字でも 帰属収支差額が2年連続赤字ならB0 ↓
⑥ 帰属収支差額比率（臨時的な要素を除く）が10%以上 基本金組入後に消費収支が均衡する程度の帰属収支差額が生じているか	帰属収支差額が黒字でも 黒字幅が10%未満ならA2 ↓

※経営状態区分の見方

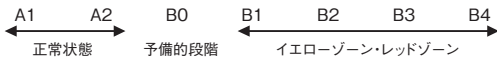


図1のように、B1やB3に該当する場合であっても、①の位置のように極度に負債が過大であったり、②のようにキャッシュフローが枯渇したりしている場合は非常に危険な状態であったり、B4であっても③の位置のように負債や赤字幅が小さい場合は危機的状態ではないこともあります。

レッドゾーンとは学校法人が過大な負債を抱えている等の理由で、金融機関間の調整を行うなど外部の力がなければ再生が困難な「自力で再生が極めて困難な状態」であり、指標の結果だけで判断することはできません。

なおこの指標はあくまでイエローゾーン・レッドゾーンの法人の候補を抽出するもので、算定により該当した法人の全てがイエローゾーン・レッドゾーンとなる訳ではありません。実際に本事業団や文部科学省が指導・助言を開始するかどうかの判断を行う際は、更に定性的要因（教育条件や特殊要因、臨時的要因の有無等）を考慮した上で、対応する学校法人が選定されます。

④の区切りは、本業から生まれるキャッシュフローを全て借入金返済に回しても十年以上かかるというのは、借金が過大であるということです。また十年としたのは、産業再生機構の支援の基準がこの④とほぼ同様のものであったこと、民間銀行の融資は住宅ローンなどを除いて十年を超えるケースは少ないことなどからです。

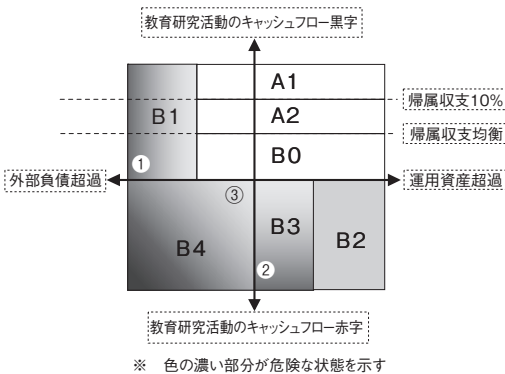
じたプラスのキャッシュフローを借入金の返済に回すという形になります。いずれにしても教育研究活動によるキャッシュフローが黒字にならないと、校舎の建替えもできず、借金の返済もできないということになり、過去の資産を取り崩して経営することになってしまいます。

4. 経営状態の区分

表2を見ると、①は二年連続の赤字とありますが、これは単年度では特殊な要因で赤字になっただけという場合もあり、赤字体質か否かを判断するには複数年度見る必要があるためです。

③の大学四年、短大二年というのは、それぞれの修業年限であり、改組などで新学部学科を作っても、全ての学年が揃い、効果が出るのは完成年度後であるた

図1 学校法人の経営状態の区分



5. まとめ

各学校法人におかれましては、チェックリストと経営判断指標に基づき、財務内容と管理運営の確認および早期改善を継続的に行うことで、健全な経営体制の維持・向上に努力されることを期待いたします。本事業団では学校法人活性化・再生研究会の最終報告に基づき、私学経営相談センターの充実・強化を図り、今後とも学校法人の経営支援を行ってまいります。

本文中のチェックリスト、指標の詳細については、本事業団ホームページの私学振興事業本部「教育条件・経営情報支援」に最終報告を掲載していますのでご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営相談センター
☎〇三（三三三〇）七八五七
Eメール center@singaku.go.jp

連載 再生へのキーワード 第四回「私学魂」で産学官連携と私学経営を！ 前文部科学省研究環境・産業連携課長 佐野 太

二十一世紀の我が国においては、追いつき、追い越せのキャッチアップ時代のと看とは異なり、もはや、我々の前に進むべき用意された道はなく、自ら目標を定め、創意と工夫で、道なきところに道を切り拓いていかなければならない。第三期科学技術基本計画においても、厳しい国際競争の中、独自の研究成果から絶えざるイノベーションを創出していかねばならない我が国にとって、産学官連携は、その実現のための重要な手段であると位置付けている。

私学経営において、個性、特色のある「理念」、「ビジョン」など経営戦略の明確化が求められる中、今こそ「私学魂」で産学官連携と私学経営を行い、教育、研究はもとより、社会貢献の質を高めることにより、私学の持続的、発展的な展開を図るときである。

1. 産学官連携は教育研究そのものの活性化や人材育成につながる

産学官連携は手段であり、その目的は教育活動、研究活動、技術移転、技術指導、起業、情報交換など様々である。これらの活動により、地域経済の活性化、企業の利益向上がもたらされるが、大学にとつては教育研究そのものの活性化や人材育成につながるという意味で非常に

重要である。

このような産学官連携を行うに当たって何がポイントであるかと言うと、例えば「例外的な問題処理に適切かつ柔軟に対応」していくこととか、「企業の機密保持と大学の公共性・公開性とのバランス」をいかに図っていくか、さらには「目利き人材、コーディネーター等の支援人材の育成確保」、「成功事例・失敗事例の共有」などである。

2. 成功事例・失敗事例の共有

この成功事例・失敗事例の共有については、十八年六月に『成功・失敗事例に学ぶ―産学官連携の新たな展開へ向けて―（こうすれば大学が動く、企業が乗出す、地域が発展する!!）』という事例集を発行した（十九年八月時点で、要請に基づき一万三千部発行済み）。また、十九年六月には『イノベーション創出へ向けた技術移転事例集』を発行した。「国公立大学・独立行政法人・高等専門学校」の「知識と知恵」で国民の生活の向上へ」という副題をつけた本事例集は、一つの事例を見開き二ページで掲載し、一方を日本語、もう一方を英語という構成にした。図表なども多用し、見やすく分かりやすいものとしている。多くの方に活用いただければ幸いである。

3. 信頼関係と絆が最も大事

産学官連携のポイントに戻ると、その他、「制度的隘路の解消や、各種制度の運用の弾力化」、「国際的な知財マインドの下で知的財産の創造・保護・活用を図る」ことなどがある。最も重要な点を三つ挙げると、①当事者間の「信頼関係と絆」、②「大学等に独創的・先進的なシーズがあること」、③「役割分担と双方の立場の理解と尊重」、目標の共有である。我が国においては①が一番大切だと思っている。

4. 公共事業依存型から科学技術駆動型による地域社会の発展へ

これまで地域経済の発展を支えてきたものは、主に①地方交付税、②公共事業への補助金、③工場誘致、④税制の特別優遇措置であった。戦後の、いわゆるキ



ご希望の方は、お気軽に文部科学省研究環境・産業連携課研究交流係(03-6734-4244)まで

産学官連携にとって一番大切なことは？

1. 信頼関係と絆（きずな）
2. 大学・高専に独創的、先進的なシーズがあること
3. 役割の分担と、双方の立場の理解・尊重、目標の共有
4. 制度的隘路の解消、各種制度の運用の弾力化
5. 目利き人材、コーディネーター等の支援人材
6. 窓口機能、知財の管理・活用・契約等の事務局体制
7. 企業の機密保持と大学の公共性・公開性とのバランス
8. 例外的な問題処理の適切かつ柔軟な対応
9. スピード、トップマネジメント、組織内の意思決定のスムーズさ
10. 明確なニーズと、研究開発戦略、商品化プラン、マーケティング等の中長期ビジョン
11. 国際的な知財マインド（創造・保護・活用）
12. 目的と手段をはき違えないこと（産学官連携はイノベーション創出の重要な手段の1つ）
13. 社会・国民の受容性の涵養（成果の情報発信等）
14. 成功事例・失敗事例の共有
15. 行政部門（国、地方公共団体、振興法）等における重要施策への位置付け、予算の確保
16. 個人の能力発揮を阻害しない
17. その他（順不同）



ヤッチアップ時代には、これらの手法は非常に効果的に機能したと思っている。

しかしながら、例えば公共事業への補助金だが、これまで行われてきた公共事業を中心とした「画一的なインフラ整備」は、国の財政支出を拡大させるとともに、地方財政にも負債の増大という長期的・構造的な問題をもたらしてしまつた。今や、公共事業だけに依存した地域経済振興策の効果に限界が見えてきたことは明らかである。今後、「地域経済が自立型で、かつ持続的に発展」していくためには、これまでの手法に加え、地域の人々の持つ知識と知恵を最大限活かして、それを財産にしつつ新たな豊かさを創出していく必要があると思っている。

そのためにはまず地域の産学官、つまり地域の企業・大学・行政機関が連携、協力して、産業の空洞化を上回るスピードで優れた技術を開発し、新事業を力強

く展開していくことが必要である。つまり、これまでの「公共事業依存型の地域経済の発展」から、いわば「科学技術駆動型による地域の経済社会の発展」を目指すことが肝要となる。

5. 国公立大学の多様性が創造力の源であり国力の基盤

大学等の基礎研究を着実に推進し、その成果からイノベーションを起こすことが求められていることは冒頭述べたが、まさに二十一世紀は知識基盤社会（Knowledge-Based Society）である。知識基盤社会では、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化等の社会のあらゆる活動の基盤になっていく。このような知識基盤社会においては、国公立大学、全ての高等教育機関の多様性が創造力の源であり、我が国の国力の基盤だと認識している。

6. 理事側と教学側が同じ目標に向かつて

大学の使命には、教育、研究そして第三の使命として社会貢献があるが、各大学は、個性・特色ある「理念」、「ビジョン」などの教育・研究組織としての経営戦略の明確化を図り、ビジョナリー・ユニバーシティを目指し、理事側と教学側が同じ目標に進むことが重要だと思っている。

具体的な大学改革の方向性は、①グローバルスタンダードでの教育・研究の質の保証と、ローカルな面からのニーズへの対応、②卒業生の生涯の品質保証、③「大学は生涯にわたり二度行くところ」という時代に應える教育・研究内容と質の提供、④地域の幼・初・中・高等教育および生涯教育、知識・文化、経済活性化の中核拠点に位置付けられること、⑤事務局機能の強化と資金調達の多様化、の五点である。

7. 卒業生の生涯の品質保証

②の「卒業生の生涯の品質保証」についてだが、私が十五年前にスタンフォード大学に留学した時に副学長と懇談する機会があり、その時言われた言葉を今でも覚えている。わがスタンフォード大学は「Not four years, But forty years,」だと言うのである。つまり「スタンフォード大学は、あなたの四年間のためにだけ存在しているわけではなく、あなたの四十年のために存在している」と。卒業生の生涯の品質保証を大学は担っているのだということである。一生忘れな

い言葉だと思っており、日本の大学も卒業生の生涯の品質保証のために、今後何を行うべきかをずっと考えていくべきである。

8. 大学は生涯に二度行くところ

また、私は近い将来、③の「大学は生涯にわたり二度行くところ」という時代が必ず来ると思っている。科学技術分野の進展はめまぐるしいものがあり、例えばナノテクノロジーやヒトゲノムにしても、今、その関係分野において企業などで世界的な競争をしている人達にとって必要不可欠な知識であるにもかかわらず、十年以上前に大学を卒業した者にとつては、それを体系的・包括的に勉強する機会にはなかった。最先端技術というのは非常に進歩が著しいもので、常に日本がトップを目指していくためには大学に一度行き、最先端科学技術を学ぶ機会が必要となるということである。このことは科学技術分野に限ったことではなく、例えば小中学校の全ての教員も、教育環境がめまぐるしく変化する中で、就職後十年あるいは十五年というような段階において、もう一度自分の教育方法等を見つめ直し、大学において勉強し直すことが必要なのではないかと思っている。こういった教員養成を行うことが、全体として教育の質の保証につながるのではないだろうか。

このように様々な分野で、大学は生涯にわたり二度行く時代という要請に応える教育・研究内容の提供と質の保証を図っていかねばならない。

今月の鍵（編集部より）

「二十一世紀は知識基盤社会」

大学の多様性が創造力の源となる知識基盤社会では、各大学が、産学官連携をはじめとして、質の高い教育研究の提供、地域貢献のために尽力することがより重要となるようです。

9. 競争的環境を「好機」と捉える

二十一世紀「知識基盤社会」においては、大学の高等教育の重要性、必要性は高まるばかりである。目立たない大学でも、いかに質の高い教育・研究を提供するか、いかに社会に貢献するか、また、いかに経営改善努力をするかで、信頼性の高い大学に変わるチャンスでもある。逆に有名校でもそのガバナンス（管理）を怠ったり、主役である学生を忘れた経営をしたりすれば、定員割れや経営危機に陥る可能性をはらんでいる。

少子化の中、この競争的とも言える環境を、むしろ「好機」として捉え、教育・研究の質の向上や社会貢献、経営の改善に力を尽くすことが必要だ。

佐野 太（さの ぶとし）

一九八五年科学技術庁入庁。米スタンフォード大学留学、在英国日本大使館一等書記官、科学技術政策担当大臣秘書官、文部科学省高等教育局私学部参事官（法人経営担当）、同研究振興局研究環境・産業連携課などを経て、本年九月より国立大学法人山梨大学へ出向。

平成二十年度

私立大学等経常費補助金の概算要求

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

平成二十年度の私立大学等経常費補助金の概算要求は、総額で対前年度七〇億円増、伸び率で二・一％増の三、三五〇億五、〇〇〇万円を要求しています。

その概要は(図)のとおりです。十八年七月に閣議決定した「基本方針二〇〇六」では平成十九年度予算から五年間、私学助成を対前年度比一％削減することを基本とするとされましたが、その後、改正教育基本法が成立し、国は私学振興に努める規定が設けられたことや、内閣官房に設置された教育再生会議による報告、関係省庁連絡会議における「新医師確保総合対策」、十九年六月に閣議決定された「基本方針二〇〇七」などの新たな状況に適切に対応することが求められており、二十年度においては、一般補助、特別補助ともに増額要求しています。

(一) 一般補助について

一般補助については、教育再生会議の第二次報告や中央教育審議会答申に基づく大学設置基準等の一部改正により、教育の質の保証を図るため全大学にFD(ファカルティ・ディベロップメント)が義務

化され、さらに「新医師確保総合対策」における暫定的な医学部の定員増が容認されたことなどに対応するため増額要求しています。

【新規項目の概要】

◎ FD支援経費(新規)

改正教育基本法が成立し、十八年十二月二十二日に公布・施行された。同法においては、大学に関して、「大学は、学術の中心として高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することとする。」とする規定が新設された(第七条)。また、同法第九条(教員)は、「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と収容に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」「2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、・・・養成と研修の充実が図られなければならない。」と定めている。

「高い教養と専門的能力を培う」という大学の基本的な役割を具現化するためには、大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研

究を実施することが必要である。そこで十九年七月、中央教育審議会は、大学等によるFDの実施を義務化するよう答申をし、これを踏まえ、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)等が改正され、二十年四月一日から、大学等がFDを実施することが義務付けられた。

本経費は、我が国の高等教育における学生数のうち約八割を占める私立大学等において、大学教員の教育力向上のため、FDが確実に実施されるようにするとともに、FDの実質化に向けた主体的な取り組みを促すことを目的として、必要な経費を措置するものである。

(二) 特別補助について

特別補助については、「基本方針二〇〇七」や、教育再生会議の提言に対応すべく、「九月入学の推進」を新設するとともに、経営改善に取り組む大学等からのニーズが高い「定員割れ改善促進特別支援経費」、二十年度以降も私立大学における専門職大学院の増加が見込まれることから「専門職大学院等支援経費」を増額要求しています。

【新規及び増額項目の概要】

◎ 九月入学の推進(新規)

十九年六月に教育再生会議における第二次報告として、国際化・多様化を通じて世界から優秀な学生が集まる大学にするとの観点から、「私立大学におい

では九月入学枠の設定を促進するとともに、九月入学枠を設定する大学について私学助成により支援措置を講ずる」との提言がなされ、「基本方針二〇〇七」において、「私立大学においても、九月入学枠設定を促進する。」とされた。これらをふまえ、新たに支援措置を講ずる。

◎ 専門職大学院等支援経費（増額）

大学院における多様なニーズに対応するため、法科大学院を含む専門職大学院が行う教育指導のために要する経費の一部について、教育条件の維持向上や学生の経済的負担の軽減の観点から重点的に支援を行う。二十年度から、教職大学院を含め新たに専門職大学院が開設される予定であり、これに伴い本経費を増額する。

◎ 定員割れ改善促進特別支援経費（増額）

学生定員割れをしている大学等が、経営改善・効率化のために、定員規模の適正化（学部等の改組転換、募集停止による学部等数の削減、学生定員の削減等）を図るなど、実現性の極めて高い具体的な計画を策定し、経営改善に取り組む場合に、一定額を五年間（三年目に中間評価を実施）補助する。本経費は十九年度より措置を行っているが、経営改善に取り組む大学等からのニーズが高いことから、補助対象校の増加を図る。

（図） 平成20年度私立大学等経常費補助金の概算要求の概要

○教育基本法の改正 大学、私立学校に関する規定の新設、教員に関する規定の改正

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、…

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、……。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、…養成と研修の充実が図られなければならない。

○新医師確保総合対策

- ・医師不足県における医師養成数の暫定的な調整
- ・自治医科大学における暫定的な定員の調整

○経済財政改革基本方針2007（平成19年6月閣議決定）

- ・教育の質の保証、九月入学枠設定の促進

○社会総がかり教育再生を－第二次報告－（平成19年6月教育再生会議）

- ・教育の質の保証（全大学へのFDの義務付け）
- ・九月入学枠設定の促進、九月入学を設定する大学について、私学助成により支援措置を講ずる

○大学設置基準等の改正（平成19年7月31日公布、平成20年4月1日施行）

- ・第二十五条の三 大学は、当該大学の授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

一般補助の拡充 2,226億円(58億円増)

- （ ・医学部定員増 ……1億円増
- ・FD支援経費（新設） ……57億円増

特別補助の拡充 1,124.5億円(12億円増)

- （ ・九月入学の推進（新設） など

加入者証の更新

十二月一日から加入者証が新しくなります

現在加入者や遠隔地にいる被扶養者に交付している加入者証及び遠隔地被扶養者証(以下「加入者証等」といいます。)は、平成十九年十一月三十日で有効期限が切れ、十二月一日以降は使用できなくなります。

新しい加入者証等は、十一月中旬に各学校法人等あてに送付します。

1 加入者証等の更新とは

加入者記録や被扶養者の適否を再確認し、療養の給付又は家族療養の給付の適正な給付を確保するために行うもので、本年がその更新時期にあたります。

2 更新の対象者

十九年十一月三十日現在加入者であつて同年十二月一日に引き続き加入者である人が対象となります。

3 更新加入者証等の交付

私学事業団から交付された更新加入者証等は、十九年十二月一日をもって旧加入者証等と引き替えに対象者に渡してください。

なお、旧加入者証等については、回収

されるようお願いします。

4 旧加入者証等の取り扱い

加入者から回収した旧加入者証等は、本事業団あてに返納していただくか、又は学校法人等において一年間厳重に保管した後に、学校法人等が責任をもって廃棄していただくか、いずれかを選択し、「加入者証等更新結果報告書」により十九年十二月十七日(月)までに報告してください。

※個人情報にかかるとするものですから保管にあたっては機密保持等に十分留意してください。

5 更新加入者証等の取り扱い

①更新加入者証等が交付されたら直ちに記載事項を確認してください。記載事項

に誤りがある場合は、所定の訂正申出書又は加入者・被扶養者異動報告書により学校法人等を経由のうえ速やかに申し出てください。

②更新加入者証等の加入者住所欄は必ず記入して使用してください。

③更新の時期に被扶養者の認定・取消申請、氏名訂正等の異動報告書を提出されている場合は、事務処理の関係上、更新加入者証等は異動前の内容となっている場合があります。異動後の加入者証等は、異動処理確認後に順次送付しますが、それまでの間に診療を受けるときは、本事業団の処理状況を確認のうえ学校法人等で療養資格証明書を交付してください。

④更新加入者証等についても、加入者や被扶養者の資格がなくなったときは、直ちに回収のうえ、返納してください。

6 資格取得年月日欄等の表示

加入者証等の「資格取得年月日」欄及び「被扶養者認定年月日」欄は、現在の加入者番号を取得した年月日を表示しています。したがって、資格継続・所属学校等変更者は、後任校の資格取得年月日が記載されます。

7 長期給付だけの適用を受けるける加入者について

長期給付だけの適用を受ける加入者(丙種校所属加入者)に対しては、加入者資格証を交付していますが、加入者資

格証については更新の対象となりませんので、福祉施設等利用証のみを交付します。

【福祉施設等利用証】とは

本事業団の直営宿泊施設や保健事業で契約する厚生施設、スポーツクラブ等を利用する場合に加入者証等の代わりに使用することができます。加入者証等と切り離して使用してください。

なお、同利用証は、加入者とその被扶養者以外は使用できません。

The image shows two forms side-by-side. The left form is titled '加入者証' (Membership Certificate) and the right form is titled '福祉施設等利用証' (Welfare Facility Utilization Certificate). Both forms contain fields for personal information, membership details, and a QR code.

平成19年度 第2回 私学共済事務担当者研修会

1月16日(水)～1月31日(木)

私学共済制度の業務内容や事務手続きなどを習得していただくため、今回も本年度第1回研修会と同様、基礎的事項を中心とした事務担当者研修会を各ガーデンパレスで開催します。詳しくは、10月分掛金納付通知書（11月中旬送付）に同封します「開催案内」をご覧ください。

◆参加対象者等

- ・学校法人等の共済事務担当者
- ・各学校から2名まで
- ・申し込みは1コースのみ

◆研修内容

① 2日コース

私学共済の共済業務全般について、基礎的な業務内容の研修を行います。

② 1日コース

私学共済制度の業務内容の中で、研修希望の多い資格・短期及び長期をテーマに基礎的な研修と事務手続きの演習を行います。

◆申し込み方法等

① 申し込み期限

開催案内の「平成19年度第2回私学共済事務担当者研修会参加申込書」により、**11月30日(金)【必着】**までに共済事業本部あて郵送によりお申し込みください。

② 参加通知

申し込み者数が各コースの定員を超えた場合は抽選により参加者を決定します。なお、参加の可否は12月中旬までに学校法人等あてにお知らせします。

研修会 会場・日程等一覧

会 場	コース	実 施 日	定 員	研 修 内 容
札幌ガーデンパレス	2日	1月23日(水)～1月24日(木)	30名	共済業務全般
仙台ガーデンパレス	2日	1月23日(水)～1月24日(木)	30名	共済業務全般
東京ガーデンパレス	1日	1月28日(月)	40名	資格・短期
	1日	1月29日(火)	40名	長期
	1日	1月30日(水)	40名	資格・短期
	1日	1月31日(木)	40名	長期
名古屋ガーデンパレス	2日	1月30日(水)～1月31日(木)	45名	共済業務全般
京都ガーデンパレス	2日	1月30日(水)～1月31日(木)	40名	共済業務全般
大阪ガーデンパレス	2日	1月16日(水)～1月17日(木)	40名	共済業務全般
広島ガーデンパレス	2日	1月23日(水)～1月24日(木)	40名	共済業務全般
福岡ガーデンパレス	2日	1月16日(水)～1月17日(木)	45名	共済業務全般

私学事業団が実施する特定健診・特定保健指導

―平成二十年度からメタボリックシンドロームに着目した

健診と保健指導が始まります―

象者から除外します。

平成二十年度から始まる「特定健診・特定保健指導」では、メタボリックシンドロームに着目した健診により保健指導を必要とする対象者を選定し、生活習慣病の発症予防、重症化・合併症への進行予防を目的として保健指導を実施します。

本誌十月号にてお知らせしたとおり、現在、本事業団では、二十年度からの円滑な実施に向け、国の定める基準に基づく実施体制作りを進めています。

今回は、特定健診等の対象者、現段階で予定している特定健診・特定保健指導の実施方法及び学校法人等からの健診データの提供方法及び個人情報情報の取り扱い等の概要案についてお知らせします。

■特定健診等の対象者

実施年度中に四十歳から七十四歳になり、年度途中に資格の取得・喪失等の異動がない短期給付を受ける加入者（任意継続加入者を含む）及び被扶養者

*妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者（海外在住、長期入院等）は対象者から除外します。

■特定健診・特定保健指導の実施方法

(1) 特定健診の方法・費用

① 加入者

毎年一回、学校法人等の実施する定期健康診断結果の中から特定健診に関するデータを原則として学校法人等を経由のうえ本事業団に提出していただきます。健診に要する費用は学校法人等の負担となります。

*「高齢者の医療の確保に関する法律」第二十一条により学校法人等の実施する定期健康診断が優先されます。

② 被扶養者

毎年一回、本事業団から学校法人等及び加入者を経由のうえ、健診の案内書と「特定健康診査受診券」を送付します。

案内書に従い本事業団が委託する健診機関において受診していただく予定です。健診に要する費用は、原則

として本事業団が負担する方向で検討中です。

③ 任意継続加入者及びその被扶養者

毎年一回、本事業団から健診の案内書と「特定健康診査受診券」を送付します。

案内書に従い本事業団が委託する健診機関において受診していただく予定です。健診に要する費用は、原則として本事業団が負担する方向で検討中です。

(2) 特定保健指導の方法・費用

毎年一回、特定健診の結果を階層化し、保健指導（動機付け支援・積極的支援）の対象になった加入者及び被扶養者へ本事業団から特定保健指導の案内書と「特定保健指導利用券」を送付します。なお、案内書と「特定保健指導利用券」は、加入者は学校経由で、被扶養者・任意継続加入者及びその被扶養者へは、直接自宅あてに送付する予定です。

案内書に従い本事業団が委託する保健指導機関において受けていただく予定です。

す。保健指導に要する費用は、対象者にも一部負担していただく方向で検討中です。

(3) 私学事業団の委託する健診機関・保健指導機関

全国に散在する対象者が身近に健診・保健指導を受けるためには、全国各地にある健診・保健指導機関と委託契約する必要がありますが、本事業団が個々の機関と個別に契約する方法は膨大な事務コストが発生します。この問題を解消し、円滑に健診・保健指導を実現させるため、本事業団等の個々の医療保険者と個々の健診・保健指導機関がグループ化して委託契約をする集合契約の方法が望ましいと考えています。

現在、市町村国保の特定健診等の枠組みを利用する集合契約（都道府県単位の保険者協議会における代表保険者と都道府県内の地区医師会等とが契約）や全国組織の健診機関等のグループ（日本人間ドック学会・日本病院会・全日本病院協会・結核予防会等）との集合契約を検討しています。詳細は決まり次第お知らせします。

■学校法人等からの健診データの提供方法

(1) 健診データの提供方法

次の①から③の方法のいずれかの方法

で提供していただく予定です。
特定健診等を円滑に低コストで実施するためには、定期健康診断結果を電子的なデータで提供していただくことが重要となりますので、できるだけ①②の形態により提供していただくようご協力ください。

＊「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（仮称）」（平成二十年四月一日施行予定）においては、事業主等（学校法人等）が行う定期健康診断に関する記録の写しを提供する際には、電磁的記録を記録した光ディスク等により提供する方法、その他適切な方法により行うものとする」と規定されています。

① 委託する健診機関にて国の標準的な電子データファイルの仕様（XML形式）を満たした電子的記録を作成し、本事業団へ送付

＊学校法人等において、定期健康診断の実施を健診機関に委託する際は、別途本事業団に提出する特定健診に関する提出用データを国の標準的なデータファイル仕様により作成した電子的記録媒体で提供できるようにご協力をお願いします。

② 学校法人等又は健診機関にてCSVファイル等の電子データを作成し本事業団へ送付

③ 紙によるデータを本事業団へ送付

(2) データの内容

特定健診にかかる健診結果・質問票結果情報のほかに本人の郵便番号・住所・加入者番号等を記入してください。（表参照）

(3) 送付方法

書留・簡易書留もしくは配達証明・宅配等による受領確認が可能な方法により提供していただく予定です。

■ 個人情報の取り扱い

特定健診等の実施にあたっては、個人情報保護に関する法律及び同法に基づくガイドライン等に定める事項を遵守し、情報の取り扱いについては十分に配慮します。



表 健診データの提供内容

	主 な 必 要 項 目 (抜 粋)
受診情報	健診実施年月日
特定健診(受診)機関情報	特定健診機関番号、名称、郵便番号、所在地、電話番号 (*)特定健診機関番号を取得していない健診機関で定期健康診断を実施した場合は機関番号の入力は不要。
受診者情報	私学事業団の保険者番号(34130021)、加入者番号、氏名、生年月日、男女区分、郵便番号、住所
健診結果・質問票結果情報	健診項目名、質問項目・回答、(健診項目等の標準コード)、データ値、単位 健診項目: ①既往歴の調査(質問票(*1)による調査) ②自覚症状および他覚症状の有無の検査 ③身長、体重及び腹囲の検査(*2) ④BMIの測定 ⑤血圧の測定 ⑥GOT,GPT及びγ-GTPの検査(肝機能検査) ⑦中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールの量の検査(血中脂質検査) ⑧血糖検査 ⑨尿中の糖および蛋白の有無の検査(尿検査) ⑩前各号に掲げるもののほか、医師が必要と認めたときに行う項目として厚生労働大臣が定めるもの(貧血検査、心電図及び眼底検査) (*1) 質問票の質問項目については次ページを参照してください。 (*2) 腹囲の測定は厚生労働大臣が定める次の基準に基づき医師が必要でないと認めるときは省略可。 ①BMIが20未満の者 ②自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満の者に限る。)

※血液検査データの標準コードは日本臨床検査学会が作成したJLAC10(ジェイラックテン)を標準的なものとし、質問項目、身長等のJLAC10コードのない項目についてはJLAC10コード体系に準じたコードを設定。(標準コード表あり)

※必要項目・国の標準的なデータファイル仕様・標準コード表等の詳細は、厚生労働省のホームページにて公開されている「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」(厚生労働省保険局作成)巻末の「付属資料7」「標準的なデータファイル仕様:医療保険者への送付用」の中にある「特定健診データの電子的交換のためのファイル仕様(案)」の「2特定健診情報ファイル 健診結果・質問票情報(案)」を参照してください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/info03d.html>

標準的な質問票

※特定健診の健診項目（前ページ表参照）のひとつであり、学校法人等の行う定期健康診断にかかる質問票とは異なります。

	質 問 項 目	回 答
1-3	現在、a から c の薬の使用の有無	
1	a . 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
2	b . インスリン注射又は血糖を下げる薬	①はい ②いいえ
3	c . コレステロールを下げる薬	①はい ②いいえ
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
6	医師から、慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析）を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6か月以上吸っている者」であり、最近1か月間も吸っている者）	①はい ②いいえ
9	20歳の時の体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施	①はい ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施	①はい ②いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
13	この1年間で体重の増減が±3kg以上あった。	①はい ②いいえ
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
16	夕食後に間食（3食以外の夜食）をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
17	朝食を抜くことが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
18	お酒（清酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない（飲めない）
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 清酒1合（180ml）の目安：ビール中瓶1本（約500ml）、 焼酎35度（80ml）、ウイスキーダブル1杯（60ml）、ワイン2杯（240ml）	①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである （概ね6か月以内） ③近いうちに（概ね1か月以内）改善 するつもりであり、少しずつ始 めている ④既に改善に取り組んでいる （6か月未満） ⑤既に改善に取り組んでいる （6か月以上）
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②いいえ

* 紙で提出する場合は加入者番号・氏名等を記入してください。

平成二十年四月から

後期高齢者医療制度がスタートします(1)

本誌五月号でもお知らせしましたが、来年四月から「後期高齢者医療制度」が創設され、この制度の対象になる七十五歳以上の加入者及び被扶養者の人は、私学共済制度の短期給付の適用から除外されることになります。

この後期高齢者医療制度について、今回と次回十二月号の二回に分けてお知らせします。今回はまず制度の概要について、次回は私学共済制度上の変更点と事務取り扱いの概要についてお知らせします。

■後期高齢者医療制度の概要

制度の運営主体（広域連合）

都道府県ごとに全市町村が参加して設立される広域連合が、保険料決定、賦課決定、給付の支給、財政運営等を行います。保険料の徴収や保険証の交付等の窓口事務については、市町村が行います。

被保険者

・七十五歳以上の全ての人
・六十五歳以上で、一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人
※後期高齢者医療制度の被保険者になった人は、私学共済制度の短期給付の適用から除外されます（被扶養者の場合は取り消し）。

保険料

・広域連合ごとに条例で定められますが、その都道府県内の後期高齢者に関しては、住んでいる市町村を問わず、均一な基準に基づく保険料となります。
・後期高齢者医療制度に加入する直前まで私学共済制度等医療保険の被扶養者だった人については、二年間、保険料が軽減されます。

（保険料は市町村の窓口にお問い合わせください。）
保険料の徴収
保険料の徴収は市町村が行いますが、介護保険料と同様に年額十八万円以上の年金を受けている人は年金から天引きされることになっています。

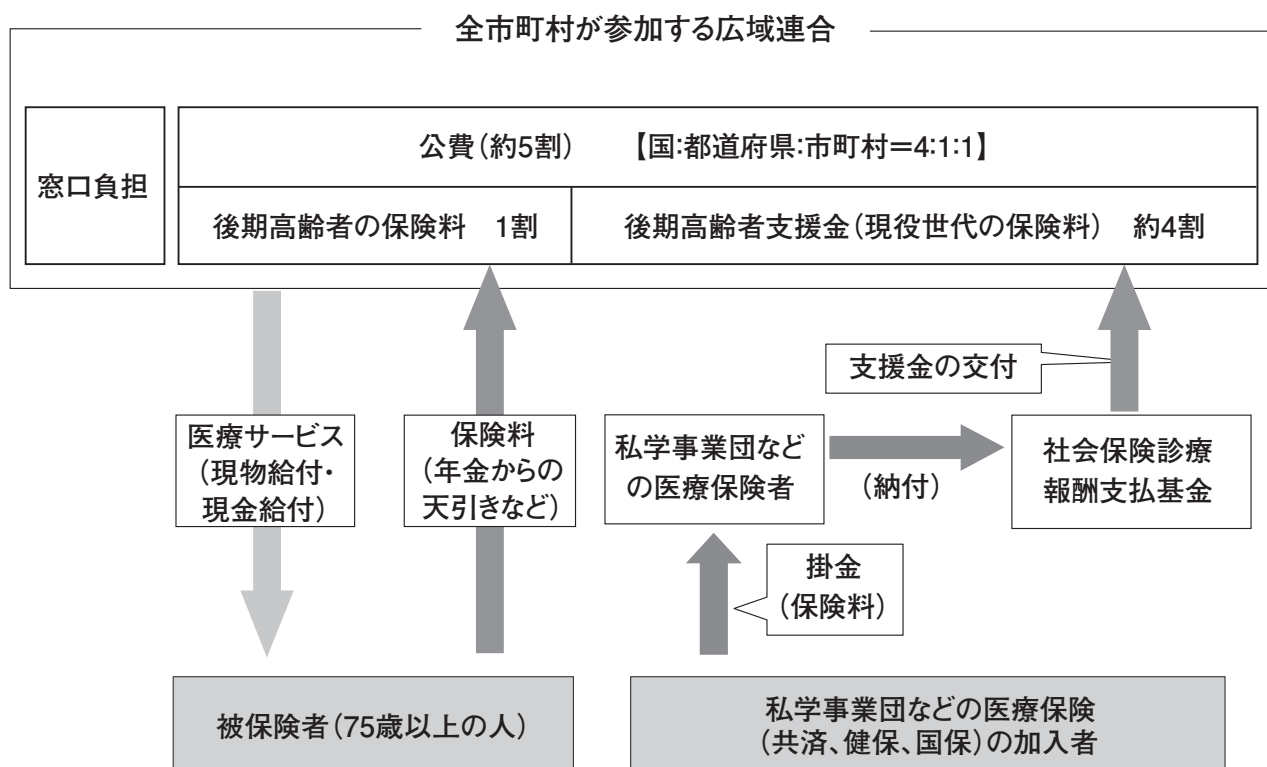
保険給付

現物給付（医療サービス等）及び現金給付（高額療養費の支給等）を行います。
窓口負担
一割負担（現役並みの所得を有する人は三割負担）

財政運営の仕組み

・患者負担分を除く医療費については、公費約五割、現役世代からの支援金（後期高齢者支援金）約四割、後期高齢者から保険料約一割を徴収します。
・後期高齢者支援金は、私学事業団などの各医療保険者がそれぞれの加入者数に応じて負担することになります。

後期高齢者医療制度の財政運営の仕組み



注：高齢者の患者負担の在り方や、75歳以上の被扶養者の後期高齢者医療制度の保険料の在り方は、現在政府で再検討されています。

共済業務

〒113-8577
文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
<http://www.shigakukyosai.jp/>

共済事業本部の代表電話へのかけ間違いが非常に多くなっております。
電話番号は、お間違えのないようお願いします。

平成19年度末で海外保養施設の営業を終了します

海外保養施設（ハワイ）につきましては、平成6年7月にオープンして以来多くの加入者等の皆様にご利用いただいておりますが、近年においては利用者が減少し、また、修繕費の増加や現地での税金の増加等によりまして、収支も悪化している状況にあります。このことを踏まえ、20年3月末（カウアイ島及びハワイ島のコンドミニアムについては、19年12月末）で営業終了することとなりました。

永年のご愛顧に感謝するとともに、ここにご案内申し上げます。

住宅貸付借受者にかかる年末調整用証明書の送付

平成18年12月までに住宅貸付を借り受けた人で「住宅借入金等特別控除」の対象となる人に平成19年分「残高証明書」を、11月中旬に学校法人等あてに送付します。
* 19年中に住宅貸付を受けた人及び残高証明書交付後、借入金年末残高等に異動が生じた人にかかる確定申告用の「残高証明書」は、20年1月中旬に学校法人等あてに送付します。

積立共済年金・共済定期保険の後期加入申込期間

積立共済年金・共済定期保険の後期加入申込期間は、いずれも11月1日（木）から11月30日（金）までとなります。新規加入・加入内容の変更等をする場合は、加入申込期間内にお申し込みください。

* 金融庁の指示により、積立共済年金の脱退時に終身保険を選択される場合は、幹事会社である第一生命保険（相）の担当者が加入者を訪問のうえ、手続きを行います。

ホームページを一部リニューアルしました

私学共済事業ホームページを加入者や事務担当者の皆様により有効に活用していただくため、トップページをリニューアル等しました。

「様式用紙のダウンロード」コーナーなど、ご覧になりたいページへ簡単にいれるように見やすくレイアウトしたほか、新しく「ストレス度チェック」や「共済定期保険のシミュレーション」ができるコンテンツを設けました。ぜひご利用ください。

児童手当拠出金の納付対象基準額が決定しました

平成19年度の定時決定による基準額は、前年度と同様の184万円となりました。定時決定による長期給付にかかる標準給与の月額合計が184万円以上となる学校法人等については、19年10月分から20年9月分までの間、掛金とあわせて児童手当拠出金を納付していただくことになります。納付額については、「掛金・児童手当拠出金納付通知書」に併記して通知いたします。

なお、定時決定時の基準額により納付対象となった学校法人等は、その後に長期給付標準給与の月額合計額に変動が生じて、その期間内においては、児童手当拠出金を納付していただきます。

11月の共済業務スケジュール

1日（木）	積立共済年金 共済定期保険	後期加入申込開始 後期加入申込開始
2日（金）	貸付 送金	
5日（月）	貸付	10月分定期償還期限
9日（金）	貯金	払込期限（必着）
15日（木）	貸付	申込・任意償還申出締切
16日（金）	アイリスプラン	つなぎ年金コース加入申込締切
20日（火）	貯金 送金	
22日（木）	貸付 貯金 積立共済年金	送金 払戻・解約請求締切 脱退申出等締切
28日（水）	掛金 貸付	10月掛金口座振替（自振校のみ） 11月定期償還口座振替（自振校のみ）
30日（金）	貸付 掛金 積立共済年金 共済定期保険	翌月25日送金申込締切 10月分納期限 後期加入申込締切 後期加入申込締切

12月の共済業務スケジュール

3日（月）	貸付 送金	
5日（水）	貸付	11月分定期償還期限
10日（月）	貯金	払込期限（必着）
14日（金）	貸付	申込・任意償還申出締切

INFORMATION

「月報私学」表紙写真の募集

本誌の表紙写真を私立学校から広く募集します。下記のテーマに沿った写真をふるってご応募ください。採用させていただく場合には改めてご連絡します。

○募集テーマ

四季折々の季節感のある私立学校の学園授業風景。授業、クラブやスポーツ活動、学校行事、キャンパスのシンボルやランドマーク等。

○募集写真

デジタル（ファイルサイズ2MB程度まで）、プリント、ボジいずれかの写真

○応募方法

写真を同封又は添付の上、学校法人等名、担当者名及び連絡先をご記入いただき、郵送もしくはメールでご送付ください。

※写真は原則として返却いたしません。

※採用作品の著作権は、本事業団に帰属します。

※撮影対象の肖像権に関する責任は、応募者（学校法人等）に帰属するものとしますので、ご了承ください。なお、本誌は本事業団ホームページにも掲載しています。

○応募・問い合わせ先

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03 (3230) 7810～11

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

助成業務

〒102-8145

千代田区富士見1-10-12

☎03 (3230) 〈ダイヤルイン〉

私立学校等経常費補助金については 電子窓口をご利用ください

本年度から、私立学校等経常費補助金の調査及び事務連絡等につきましては、「電子窓口」を利用した掲載及び提出をお願いしています（一部、紙媒体での提出の場合があります）。ご面倒でも**定期的に「電子窓口」をご覧ください、ご確認ください**。ようお願いします。

助成部 補助金課

☎03 (3230) 7881～7888

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営相談センターでは、会計処理をはじめとして、人事・学務等、私学経営全般にわたるご質問、ご相談について、電話やFAX、Eメール等で随時承っております。ぜひご利用ください。

私学経営相談センター

☎03 (3230) 8474・4901

Eメール center@shigaku.go.jp

「私学情報センター」をご利用ください

私学事業団では私立学校の教育条件及び経営に関する各種の図書資料を収集整理した「私学情報センター」を設け、私学関係者の皆様にご利用いただいています。

規程については調べたい項目でデータベース検索することも可能です。制度等の見直しや規程改正をお考えの際、ぜひご利用ください。

当センターでは以下の図書資料が閲覧できます。

全国の学校法人規程集（大学法人及び短期大学法人）、自己点検・評価報告書、シラバス、学校案内、学報、学校法人の記念誌、学校経営に関する事務提要、法令集、判例集など

場 所：九段事務所1階

開館時間：月曜日から金曜日

（年末年始及び祝祭日を除く）

午前10時から午後4時まで

私学経営相談センター

☎03 (3230) 8474・4901

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

<http://www.shigakukyosai.jp/>
インターネットで宿泊予約ができます。

お得な「湯島プラン」

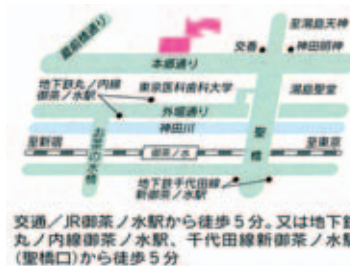
- ゆったりとした快適な空間
- ビジネスやレジャーに最適なアクセスです

【20年3月31日までの1日10組様限定】

1泊2食 1名様 9,500円

ただし、土・休前日及び
19年12月31日(月)～20年1月3日(木)を除く

- ご利用は2名様より承ります。(ツインルーム限定)
- チェックイン12:00 チェックアウト12:00
- ご利用の2日前までにお申し込みください。
- 夕食はレストラン「オーロラ」でのコース料理
- 朝食は和洋28品のバイキング



HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
Gp 東京カーテンパレス

〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)6211
<http://www.hotelgp-tokyo.com>

融資事業のご案内

平成19年度融資の申込みはお早目に！

◆融資金利表 (平成19年11月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、 遊戯室等の建築事業等並び に校(園)地の買収事業等 (一般施設費)	2.2	1.7	1.6
寄宿舎、国際交流会館、セ ミナーハウス等の建築事業 並びに当該施設建築のため の土地買収事業等 (特別施設費)	2.3	1.8	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象 (教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.4
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	—	1.7	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

私学事業団融資は、
長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・
元金均等返済です。

つまり！
「安定感ある返済計画」が実現します。

さらに！
老朽校舎の建替えには、利子助成制度*があります。
事業団の融資を受けた時点から10年間、支払利息を
バックアップします。

*利子助成率は、以下のとおりです。

大学等 ⇒ 事業団の融資金利 -1.0%
高等学校等 ⇒ 事業団の融資金利 -1.5%



通常、事前のご相談から審査、契約、資金交付までは3ヵ月程度要します。
今年度の融資のご相談・お申込みはできる限り今月中にお願いします。

お早めにご相談ください

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資班 ☎03(3230)7862 ~ 64
Eメール yushi@shigaku.go.jp